

意見書

災害廃棄物等の処理によって放射性物質を拡散させないことを求める意見書

国に対し、以下の点を求める。
1 災害廃棄物等の処理を全国に広げることで放射性物質を拡散させないこと。

2 放射性災害廃棄物等の処理については、国又は東京電力の責任において、処分地を確保すること。
【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

医療・介護体制の抑制、削減に強く反対する意見書

現在の医療・介護体制を前提にすれば、2025年までに病院のベッド数を36万床ふやす必要があると推計される。これに対して政府・与党が決めた「社会保障・税一体改革案」では、ベッドをふやさないとばかりか、現在より7万床(4%)減らすとしている。また、入所を「重度者中心」へと絞り込み、その他の人は「在宅への移行」を進める。これによって病院と介護施設に入る人を合計63万人減らすとしている。このことは、医療・介護難民を生む政策を一層強めるもので許されるものではない。

よって本市議会は、将来の医療・介護体制を抑制し、削減することに強く反対するものである。
【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書

政府においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と徹底的な原因解明を行うことはもとより、国内すべての原子力発電所の立地地域及び周辺地域の住民の安全・安心を確保するため、「防災指針」の早急な見直しを図り、特に次の事項について対策を講じるよう強く要望します。

- 1 原子力安全規制については、少なくとも従来想定をはるかに超えた東北地方太平洋沖地震・津波の規模にも対応し得る基準に速やかに強化すること。
- 2 原子力防災指針の示されたEPZ(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)を改正し、都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能し、各圏域にとられない広域災害に対応可能な防災体制を確立すること。
- 3 原子炉設置の条件を見直し、地方自治体の同意を要する半径30km圏まで拡大すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房大臣、衆議院議長、参議院議長

学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書

政府においては、大規模地震等の災害が発生した場合において、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する次の事項について、速やかに実施するよう強く要望します。

- 1 新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。
- 2 制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。
- 3 学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

政府におかれては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、次の事項について、速やかに実施するよう強く要望します。

- 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。
- 3 同制度の導入に当たっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣

電力多消費型経済からの転換を求める意見書

政府においては、電力消費を低減する対策とともに、「電力多消費型経済」から転換させるため、次の事項を早急に決定・実施するよう強く求めます。

- 1 家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」(仮称)を創設し、省エネ型家電への買い替え(旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え)、LED照明の普及を促進する。住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充したうえで再実施する。
- 2 事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じる。
- 3 企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図る。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

北朝鮮拉致問題の早期解決を強く求める意見書

北朝鮮に拉致された日本人全員の一刻も早い救出を実現するため、北朝鮮に対し国際社会との協調による圧力を一層強め、さらには不透明な政治献金問題を全面解明し、拉致問題の完全解決に向けて政府が一丸となって行動するよう下記の項目について強く求める。

- 1 「拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はあり得ない」という基本方針を堅持し、特定失踪者を含む拉致被害者全員の帰国による拉致問題の一刻も早い全面解決に向け全力で取り組むこと。
- 2 政府は、北朝鮮に対する追加制裁を交渉カードとして、また政府内で新しい交渉ルートの開拓も検討の上、首相の強いリーダーシップのもとで、北朝鮮に拉致問題の全面解決を強く迫ること。
- 3 オバマ大統領に、拉致問題に対する日本政府の「対話と圧力」という一貫した考えに対する理解を求め、米国も協力するよう働きかけること。
- 4 6カ国協議参加国はもとよりアジアやヨーロッパの国々に対しても我が国の拉致問題の方針に対する理解を求めるとともに、国際社会の正義と人権を守るため、協調して北朝鮮に対応するよう働きかけること。
- 5 拉致問題解決の支障になると考えられる菅直人前首相の資金管理団体「草志会」から「政権交代をめざす市民の会」(座間市)に政治献金した計6,250万円のお金の流れの全面的解明を早期に取り組むこと。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

義務教育に係る国による財源確保・35人以下学級の早期完全実現・教育の機会均等と水準の維持向上、ゆきとどいた教育の保障を求める意見書

2012年度(平成24年度)国家予算編成において、教育予算の大幅増額し、次の事項についてその対応を強く求めるものである。

- 1 義務教育制度の根幹である教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続させること。また、学校事務職員・栄養職員・加配教員をその対象から外さないこと。また、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 義務標準法改正の趣旨に基づき、小学校2年生以上の学級編制の標準を35人に改定する措置を早期に講ずること。

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

- 1 実効的な財政措置
国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を消費者行政と明示した継続かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示
すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。
- 3 消費生活相談員の専門性の向上を可能とすることができる任用制度の創設
消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

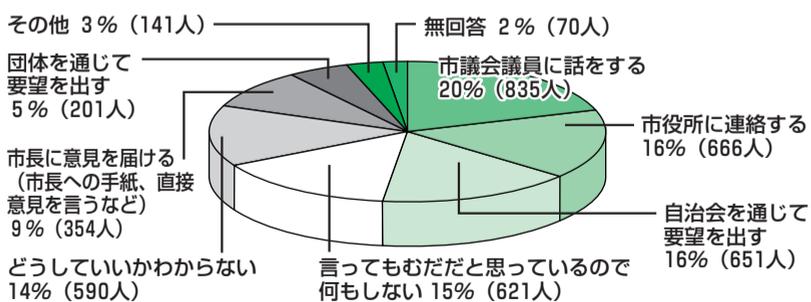
【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、衆議院議長、参議院議長

※これらの意見書は関係機関に提出しました。内容の詳細は座間市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。☎046(252)8872

【記事訂正】

議会だより第157号(平成23年8月1日発行)8面の記事に誤りがありました。正しくは次のとおりです。訂正してお詫び申し上げます。

問11 あなたの意見や、市民の声を市政に反映させたい時はどうしますか(複数回答可)



「市議会議員に話をする」が20%、次いで「市役所に連絡する」「自治会を通じて要望を出す」がそれぞれ16%となっています。それに対し、「言ってもむだだと思っているので何もしない」が15%、「どうしていいかわからない」が14%となっており、約3割の方は意見や声を発していない状況です。

座間市議会に対する市民アンケート結果報告書を公表

このたび、市民の皆様にわかりやすく開かれた議会にするために、本市議会が実施しましたアンケート調査の結果報告書がまとまりました。報告書は、座間市ホームページに掲載していますので、どうぞご覧ください。

なお、この報告書には、アンケート調査の回答で、自由に記入していただいた設問(問7・8・10・11・12・13)についても、すべて掲載しています。

座間市議会

検索 クリック!



座間市議会に対する市民アンケート結果報告書

でご覧いただけます。

○問い合わせ先 議会事務局 ☎046(252)8872